

令和5年度 三室中学校 生活のきまり

1 生活のきまり

(1) 登下校

① 登校時刻

(ア) 8時25分には清掃の服装で着席をし、読書をする。

(イ) 登校後は校外へ出ない。

② 下校時刻

寄り道をしないで下校する。

3月～10月＝18:00 10月＝17:30 (新人体育大会終了後)

11月～ 1月＝17:00 2月＝17:30

③ 原則として自転車通学は禁止とする。

④ 標準服を着用する。

(ア) 名札はつけない。

(イ) 行事の時や、事前に教科担任の指示があった場合は、その指示に従う。

(ウ) 部活動の朝練習がある場合、放課後に練習をしてから下校する場合、休日の練習に参加する場合は部活動の服装でもよい。

(エ) ◎夏期 … 体育着で登下校してよい時期を別に定める。

◎冬期 … コート・ウィンドブレーカー、マフラー・ネックウォーマー、手袋を着用してよい。
コートの色は、黒・紺・茶・グレーを基調とする。

⑤ カバン

本校指定のものを使う。他者のものと区別しやすいよう、カバンにお守り程度の大きさのものを付けることは可とする。

⑥ 弁当や飲み物等の購入はしない。

(2) 服装

① 標準服

(ア) 本校指定のものを着用する。

(イ) 上着の下に白で無地のワイシャツを着用する。

(ウ) 名札を左胸に付ける。

(エ) スカートを膝が隠れる長さとする。

(オ) 儀式の際は標準服を着用する。

(カ) 衣替えの時期は定めない。

(キ) スラックスを着用する場合、ベストは着用しなくてもよい。

◎夏期 … 体育着で生活してよい時期を別に定める。

◎冬期 … セーター・ニットベストを上着の下に着用してもよい。(スラックスを着用する場合も同様)
タイツ・レギンス・ストッキングを着用してもよい。
色は黒・紺・茶・グレーを基調とする。

② ジャージ・体育着

(ア) 本校指定で名前(刺繍)のあるものを着用する。

(イ) 清掃時や、教科担任の指示があった時に着用する。

(ウ) 前後の授業についてジャージ着用の指示がある時は、その間にある授業も1時間であれば、ジャージを着用してよい。

③ 靴下

白・黒・紺・茶・グレーを基調する。安全面を考慮しくるぶしが隠れる程度の長さのものを履く。

④ 靴

(ア) 外履きは体育の授業で使用できる運動に適したものを着用する。

(イ) 上履きは本校指定のものを着用する。

(ウ) かかとは踏まない。

(3) 所持品

- ① 学校生活に不必要なものは持ってこない。発見した場合は学校で預かる。
- ② 原則として現金は持ってこない。集金等は朝のうちに担任か部活動の顧問に預ける。
- ③ 飲み物（水、お茶、スポーツドリンク）は水筒に入れて持参する。ペットボトルは使用しない。
- ④ はさみを除くカッター・ナイフなどの刃物類は持ってきてはいけない。
- ⑤ 物の貸し借りはしない。

(4) 頭髪 他

- ① 髪型は学習の妨げにならないようにする。
 - (ア) 整髪料は使用しない。
 - (イ) 脱色、染色、パーマはしない。
 - (ウ) 髪飾りは使用しない。
 - (エ) 肩につく髪は結ぶ。ゴムやヘアピンの色は黒・紺・茶・グレーとする。
- ② 学習に必要なないお洒落はしない。
 - (ア) 化粧や、眉剃り、不自然な加工はしない。
 - (イ) ピアスの穴はあけない。

(5) 校内生活

- ① 原則、他教室には入らない。
- ② 原則、他学年のフロアには行かない。
- ③ 放課後は教室に残らず、すみやかに部活動に参加するか、下校する。
- ④ 非常時以外はベランダには出ない。
- ⑤ 公共物は大切に扱う。破損させてしまった場合は正直に申し出る。
- ⑥ 教室の後ろのロッカーの上には勝手にカバンや私物を置かない。

(6) 欠席や遅刻・早退の届け

- ① 欠席・遅刻をする場合、保護者がオンラインで連絡をする。
- ② 遅刻して登校した場合は、必ず職員室に寄って、学年の先生の指示を受ける。
- ③ あらかじめ理由が分かっている欠席・遅刻・早退は、前もって保護者が生徒手帳に明記するか、オンラインで連絡をする。

2 校外生活の心得

(1) 外出時

- ① 放課後や休日の外出は家の人に行き先を告げる。
- ② 夜は無用の外出を控える。
- ③ 自転車での外出は事故に注意し、道路交通法を守る。また、ヘルメットを着用する。
- ④ 校外で盗難、恐喝、痴漢、露出等の事件・事故があった場合は、まず110番通報し、その後、学校または担任に連絡する。
- ⑤ 他校への訪問はしない。卒業した小学校等も同様とする。
- ⑥ 友達の家での宿泊や、友達同士での宿泊を伴う遠出はしない。

(2) その他

- ① 生徒同士で物の売り買いはしない。
- ② スマートフォンやタブレットの利用は、家庭で利用ルールを決め、適切に使う。

※ 軽い気持ちで投稿した攻撃的な言葉（誹謗中傷）が名誉毀損や侮辱罪などの罪になることもあります。リツイートなどの再投稿でも、誹謗中傷に加担したとみなされて、刑事・民事的な責任を負う可能性があります。